

I. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る連携支援体制について

- 厚生労働省が策定する基本指針に基づき、全国の自治体が一斉に策定する「第5期障がい福祉計画」において、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が新たな政策理念として位置付けられました。
- 「第5期障がい福祉計画」では、これに関連する成果目標として、「精神病床における一年以上長期入院患者数」や「精神病床における早期退院率」という数値目標のほか、新たに「圏域及び市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」という体制整備の目標が定められており、日常生活圏域単位での地域包括ケアシステムの構築にあたって、市町村単位、圏域単位、都道府県単位の協議の場と合わせて3層構造の支援体制の確保が求められています。
- 3層構造の支援体制のイメージは下表のとおりですが、このうちの「圏域単位の協議の場」については、保健所が設置する協議の場とするようお願いさせていただいたところであり、本資料は平成30年度以降の会議運営等についての現時点の考え方等をお示しするものです。
- なお、「市町村単位の協議の場」については平成32年度末までに構築することとされており、平成30年度以降、各市町村において設置に向けた取り組みが進められていく予定です。各保健所においては、圏域内の進捗状況を踏まえつつ、実情に応じた弾力的な運営をお願いしたいと考えています。

＜地域包括ケアシステム構築に係る連携支援体制のイメージ＞

3層構造の主な役割
<p>＜市町村単位の協議の場＞ 地域自立支援協議会に設置される精神障がいに対応した部会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健・福祉の関係者が集まる場を創出することによる「顔の見える関係」の構築 ・精神科病院に入院中の患者のうち地域移行の可能性のある患者についての事例検討 ・精神科病院から退院した精神障がい者の地域定着についての事例検討 ・事例検討等から出てきた課題について整理し、広域的な検討事項については、圏域や府の協議の場に提案 ・大阪府から提供される精神科在院患者調査から把握した市民の状況について、関係機関と共有し、病院への働きかけの方法を検討
<p>＜圏域単位の協議の場＞ 保健所が設置する協議の場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療機関と市町村等地域の関係機関（医療と地域生活）の「つながり」の構築 ・多様な疾患ごとに明確化された精神科医療機関の医療機能についての情報提供、在宅医療に関する情報提供 ・市町村単位の協議の場の設置・開催状況の把握、設置促進の支援 ・市町村ごとの協議の場で協議された事例や地域課題、大阪府が取り組む政策課題のうち、圏域で調整や検討をすべき内容についての協議 ・大阪府から提供される精神科在院患者調査を活用し、圏域状況の把握と課題の共有
<p>＜都道府県の協議の場＞ 大阪府自立支援協議会 地域支援推進部会 精神障がい者地域移行推進WG</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び圏域単位の協議の場の設置・開催状況の把握、設置促進の支援 ・市町村ごとの協議の場で協議された地域課題や、大阪府が取り組む政策課題のうち、大阪府で調整や検討をすべき内容についての協議 ・精神科在院患者調査を実施し、データを加工・分析し、必要な情報を、圏域及び市町村ごとの協議の場に提供 ・大阪府庁内関係部局との情報共有（計画の進捗等）

II. 医療計画に掲げる精神医療圏ごとの医療関係者等による協議の場との違い

- 「第5期障がい福祉計画」と同様に、今年度策定作業を行う必要がある、第7次医療計画においても、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制を構築することとされており、「精神医療圏ごとの医療関係者等による協議の場」の設置が求められています。
- 上記の協議の場は、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患に対応できる医療連携体制の構築に向け、多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担・連携や、各医療機関の医療機能の明確化を目的とするものであり、第7次大阪府保健医療計画においては二次医療圏域ごとの精神疾患懇話会（部会）が協議の場として位置付けられています。
- 障がい福祉計画の協議の場に求められるものが「退院促進や地域定着を推進するための医療と福祉の関係機関の連携」である一方、医療計画の協議の場に求められるものは「多様な精神疾患に対応するための医療機関間の連携」となっており、その規模も前者が保健所圏域で後者は二次医療圏域と異なっています。

また、障がい福祉計画の協議の場においては、まず、「市町村単位の協議の場」において、地域移行・地域定着の側面から個別事例が積み上げられ、課題の抽出が図られます。これらの課題のうち、市町村単独での解決が困難なものについて、圏域単位もしくは都道府県（大阪府）の協議の場に繋がれるという形で3層構造の協議の場の連動を目指しますが、検討の中心は「地域生活への移行、もしくは地域で暮らし続けるために個別事例から抽出された課題」です。一方、医療計画の協議の場は、個々の精神疾患への対応を目的とした「圏域における具体的な医療機関間の役割分担と連携、それを進めるうえでの課題」が検討の中心になります。

<両計画における連携支援体制のイメージ>

